



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

大阪南労働基準監督署発表

令和7年1月10日

大阪南労働基準監督署

電話 06-7688-5580

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～ 労働災害を防止するための関係請負人相互間の連絡及び調整を行わなかった疑い、  
危険物が存在し爆発のおそれのある場所でアーク溶接機を使用させた疑い ～

令和7年1月10日、大阪南労働基準監督署（署長伊地知康）は、下記のとおり、株式会社新来島サノヤス造船、同会社主任、同会社一般労働者及びイズミ工業有限会社を、労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

(1) 株式会社新来島<sup>しんくるしま</sup>サノヤス<sup>ぞうせん</sup>造船（以下「被疑会社A」という。）

所在地 岡山県倉敷市児島塩生

事業内容 造船業

(2) 被疑会社A 主任（以下「被疑者a」という。）

(3) イズミ<sup>いずみ</sup>工業<sup>こうぎょう</sup>有限会社（以下「被疑会社B」という。）

所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪<sup>たんわ</sup>

事業内容 船舶製造請負業

(4) 被疑会社A 一般労働者（以下「被疑者b」という。）

#### 2 違反条文等

(1) 被疑会社A及び被疑者aについて

労働安全衛生法違反

同法第30条第1項第2号

同法第36条

労働安全衛生規則第636条

同法第120条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

(2) 被疑会社B及び被疑者bについて

労働安全衛生法違反

同法第20条第2号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第279条第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項

3 事件の概要

(1) 被疑者aは、令和6年6月6日、大阪市西成区南津守に所在する被疑会社Aの大阪製造所(以下「本件現場」という。)に入渠していた船舶の修繕工事において、労働災害を防止するための関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなかった疑い。

(2) 被疑者b(被疑会社Aから被疑会社Bへ派遣されていた者)は、令和6年6月6日、本件現場に入渠していた船舶の機関室内において、危険物が存在して爆発又は火災のおそれがあったにもかかわらず、被疑会社Bの業務に関し、関係労働者にアーク溶接機を使用させた疑い。

4 参考事項

(1) 令和6年6月6日、本件現場に入渠していた船舶の機関室内において爆発が発生し、労働者4人(被疑者b含む。)に係る休業災害が発生している。

(2) 適用法条文は別紙のとおり。

## 適用法条文

## 労働安全衛生法

## (事業者の講ずべき措置等)

## 第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 (略)

## (労働者の遵守事項)

## 第二十七条

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(第2項略)

## (特定元方事業者等の講ずべき措置)

## 第三十条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三～六 (略)

(第2項以下略)

## (厚生労働省令への委任)

## 第三十六条

第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

## (罰則)

## 第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第

一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第2号以下略)

## 第二百十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の三第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

(第2号以下略)

(両罰)

## 第二百十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則

(危険物等がある場所における火気等の使用禁止)

### 第二百七十九条

事業者は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

(第2項略)

(作業間の連絡及び調整)

### 第六百三十六条

特定元方事業者は、法第三十条第一項第二号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行なわなければならない。

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

### 第四十五条

(第1項、第2項略)

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。)、第四十五条(第二項を除く。)、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))又は第五項ただし書(第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。))」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業(労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。)の事業者が、第六十六条の八第一項」とする。

(第4項以下略)